

英国知的財産庁、英国特許法改正提案についてパブリック・コメントの募集を開始

2012年12月18日
JETRO デュッセルドルフ事務所

英国知的財産庁（UKIPO）は、12月10日に、同庁が検討中の英国1977年特許法（以下「英国特許法」）改正提案の内容について、同庁のウェブサイトにおいてパブリック・コメントの募集を開始した旨を発表した。本パブリック・コメント募集期間は、2013年2月4日までとされている。

同ウェブサイトによれば、本パブリック・コメントの募集対象となっている英国特許法改正提案の主要項目は以下の2点である。

1. 「現行法の下では出願公開がなされるまで他庁に情報提供を行うことができないこととされている先行技術調査・審査に係る情報を、出願公開がなされていない段階でも守秘義務を課して他国の特許庁と共有できるようにすること」

本提案項目は、2011年5月に公表された「知的財産と成長に関するハーグリース・レビュー」の「6. 特許の藪とその他のイノベーションの障害」において、政府が実行すべき項目として挙げられている「他国の特許庁とのワークシェアリングのさらなる発展による、滞貨を減少し特許出願の急増を処理するための国際的取組の促進において、主導的役割を果たす」ことに対応するものとされている。

2. 「特許権者が自身の製品にウェブサイトのアドレスをマーキングすることを特許権の「みなし通知（constructive notice）」を行うためのオプションの一つとして認めること」

現行制度においては、特許権で保護されている製品であることを通知し、侵害者がそれを認識していたものとみなすために、自身の製品に単に特許番号をマーキングするオプションを特許権者に提供している。これに加えて、米国特許制度において最近導入された「virtual patent marking」に倣って、本項目に係るオプションの導入を検討しているとされている。

上記ウェブサイトによると、これらのほかにも、特許権者と第三者との間のさらなる法的安定性の確保のために、無効にされた後に回復した特許に係る特許維持手数料の支払期限の明確化や、冒認出願に対する救済を求める期限をより分かりやすいものに修正することなど、特許制度の更新・改正・近代化を目的とするいくつかの提案がなされている。

— UKIPO によるパブリック・コメント募集は、以下参照 —

[Proposed changes to the Patents Act 1977](#)

— UKIPO によるパブリック・コメントの対象とされている英国特許法改正提案の内容は、以下参照 —

[Consultation on proposed changes to the Patents Act 1977 \(PDF\)](#)

— 「知的財産と成長に関するハーグリーブス・レビュー」は、以下参照 —

[Digital Opportunity; A review of Intellectual Property and Growth, An independent report by Ian Hargreaves](#)

— 「知的財産と成長に関するハーグリーブス・レビュー」に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —

[英国知的財産庁、「知的財産と成長」と題する報告書を公表（2011年5月21日）\(PDF\)](#)

(以上)